

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ

令和7年12月23日

国土交通省 大臣官房 技術調査課
不動産・建設経済局 建設業課

目次

はじめに	3
来季に向けて実施する具体的な施策・取組.....	4
1. 猛暑期間・時間の作業回避	4
2. 効率的な施工、作業環境の改善	6
3. 猛暑対策に必要な経費等の確保	7
4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開	8
中長期的な課題への対応	10
参考文献	11

はじめに

- ・ 建設業は、社会資本整備や災害時の応急復旧等、重要な役割を担っており、将来に渡って建設業の担い手を確保するためには、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現、更なる向上・改善が必要である。
- ・ そのような中、猛暑対策として、国土交通省直轄土木工事においては、発注段階における猛暑日を考慮した工期設定、熱中症対策に係る経費の充実、i-Construction 2.0 による遠隔施工の促進等を実施しており、地方公共団体等に対しても、同様の働きかけ等を行ってきた。
- ・ 一方、近年、夏の猛暑は厳しさを増し、今後も続くと想定されることから、厳しい作業環境に対応するため、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方が必要となる。
- ・ そのため、建設業団体の意見も踏まえ、施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめた。本パッケージに基づき、来季（令和8年夏）の猛暑に向け、取組を進める。
- ・ 来季の実施状況を踏まえ、本パッケージは適宜見直すこととする。
- ・ また、冬季に現場施工ができなくなる積雪寒冷地等の地域性について、猛暑対策と同様に配慮が必要となる。
- ・ なお、日給制の技能労働者が適切な年収（円／年）を確保するためには、1日当たりの適切な日給（円／日）と1年当たりの適切な労働日数（日／年）の確保が必要となる。一方で、日給制の技能労働者と月給制の技能労働者が混在する状況で、猛暑等期間の作業回避をした上で、適切な年収を確保するためには、新たに時間当たりの賃金単価（円／時間）と1年間の総労働時間（時間／年）の考慮が必要となる。
- ・ 猛暑等の対策を検討するに当たり、労働基準法制の運用の工夫等といった総労働時間を確保する方策については、建設業団体や関係行政機関等との対話を通じて、そのあり方について、引き続き、議論を行っていく必要がある。
- ・ こうした引き続き議論を行う必要がある課題は、「中長期的な課題への対応」として整理した。

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

1-1 猛暑期間を回避した工事発注

- ・ 猛暑期間における外業を回避するため、受注者により猛暑期間中に準備工や工場製作等を実施する工程を設定する等の対応が既にとられている事例もある。
- ・ 発注者が猛暑日を考慮した工期設定を実施するため「直轄土木工事における適切な工期設定指針」を令和5年3月に改定し、年毎の WBGT 値 31 以上の時間を日数換算し、5年間の平均値を猛暑日日数として、雨休率における天候等による作業不能日として工期を設定している。当初発注時に発注者の積算で見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算することとしている。
- ・ 建設工事において適正な工期を確保するための基準である「工期に関する基準」を令和6年3月に改定し、工期設定で考慮する自然要因による不稼働として、猛暑日を追加している。
- ・ 直轄土木工事において、発注者は、熱中症のリスクが高い作業が猛暑期間にかからないよう、事業全体の工程や工事の重要度、予算の配分状況等を考慮し、可能な範囲で、余裕期間、準備期間、工場製作等外業を伴わない期間、後片付け期間等が猛暑期間に収まるよう調整する等、猛暑期間の現場施工を回避した工事発注を行う。

1-2 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・ 受注者の判断に基づき猛暑期間を一定期間休工とすることができるよう、発注者が猛暑期間を考慮した工期設定を行うことを目指し、取組の効果や必要となる費用・取組を把握するため、猛暑期間を工期に含む直轄土木工事において、試行工事を実施し、追加費用について当初発注時における明示方法や積算方法、必要な取組等について検討する。
- ・ その際、技能労働者の年収や総労働時間の確保、受注者の利益の確保に関する観点や冬季に現場施工ができなくなる積雪寒冷地等の地域性の観点等を十分考慮して、工事発注を行う。

1-3 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・ 受注者が猛暑期間の現場施工を回避しやすくするため、特記仕様書において、監督職員と協議を行うことができる旨、規定する等、受注者の取組を促進している事例もある。
 - ・ 関東地方整備局宇都宮国道事務所の取組事例：熱いアスファルト材を扱う舗装工事の特記仕様書において、「本工事は、働き方改革、熱中症予防の一環として、猛暑期間（7～8月）の現場施工回避について、監督職員と協議を行うことができる。」と明記。

- ・ 全国の他の直轄土木工事においても、受注者の判断により、猛暑期間の現場施工を回避しやすくするため、関東地方整備局宇都宮国道事務所等における特記仕様書を参考にしながら、猛暑期間における現場施工回避の協議の明記について、他事務所へも展開する。

1－4 猛暑時間の施工回避

- ・ 猛暑時間の現場施工を回避するため、監督職員と協議の上、必要があると認められる際には、作業の開始時間、終了時間を変更することができることから、受注者は、施工・工程を工夫して、早朝施工や休憩時間の延長等の取組が実施されている。
 - ・ 早朝施工の事例：高水敷除草工において、8～17 時の勤務体制のところ、熱中症による死傷者発生数が最も多い 15 時台を避け、6～15 時に変更し、作業を実施。
 - ・ 休憩時間延長の事例：閉鎖空間（箱型ルーフ内）の作業において、猛暑日は昼休憩を 1 時間延長し、実作業を 1 時間短縮する代わりに、気温が下がった時期に 1 時間追加で作業を実施。
 - ・ 施工場所の工夫事例：道路除草工において、比較的気温の低い山地部を夏期、平地部を夏期以外に作業。
 - ・ クールワークタイムの導入：県工事において、11～14 時までを休憩時間とするクールワーク実施要領を策定し、屋外での作業を主とする建設工事に適用。
- ・ 受注者が猛暑時間の現場施工を回避しやすくなるよう、早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力することを直轄土木工事における特記仕様書へ記載する等、受注者の取組を促進できる方策を実施する。
- ・ 建設業界として、猛暑期間・時間を避けた現場施工を推進している旨、建設業界以外の関係者に対しても理解増進が図られるよう、周知に努める。

1－5 1 年単位の変形労働時間制

- ・ 受注者は、労働基準法の規定により、特定の季節等で業務の繁閑が大きい場合には、1 年単位の変形労働時間制を用いることができる。具体的には、繁忙期の所定労働時間を長くする代わりに、閑散期の所定労働時間を短くするといったように、業務の繁閑に応じて、工夫しながら労働時間の配分を行う取組であり、導入に当たっては、就業規則への規定、労使協定の締結（労働基準監督署への届出）が必要となる。
- ・ 建設業においても変形労働時間制を促進するため、厚生労働省において作成されたパンフレット「建設業における 1 年単位の変形労働時間制のポイント」の周知に努めている。
- ・ 本制度について、1－2～1－4 の猛暑期間・時間の作業回避の取組に加え、変形

労働時間制により年間の総労働時間を配分する工夫が求められ、直轄土木工事を主として、関係機関と連携しつつ、活用に取り組んでいく。

- ・ なお、猛暑期間・時間の現場施工を回避し、働きやすい季節、時間帯に働ける業界というポジティブなイメージとなるよう、取り組み方には留意する。

1－6 適切な設計図書の作成

- ・ 発注者は現場条件等を踏まえた適切な設計図書の作成に努め、設計不足や関係機関との未協議、仮設工の未計上等により、当初発注時に見込んだ猛暑期間の工事内容や工事量の変更、また、入札時に受注者が予定した工期の遅延が生じ、猛暑期間・時間の現場施工の回避ができなくなることを防ぐ。

1－7 労働実態の把握

- ・ 公共工事の品質確保の促進に関する法律第 27 条にて、国は、適正な請負代金・賃金が支払われるよう、賃金の支払等に関する実態の調査を行うよう努めなければならない旨が規定されていること等を受け、直轄土木工事にて、受注者の協力の下、技能労働者への賃金の支払いや労働時間等の実態を調査する試行を実施している。
- ・ 今後、猛暑期間・時間含め、年間の労働状況、適正な賃金が支払われるための労働時間の確保等に関する実態を把握するとともに、実態把握に基づき、本パッケージは適宜見直しを行う。

2. 効率的な施工、作業環境の改善

2－1 i-Construction 2.0 の推進

- ・ 平成 28 年（2016 年）より建設現場の生産性向上の取組として推進してきた i-Construction の取組を深化し、更なる抜本的な建設現場の省人化対策を i-Construction 2.0 として令和 6 年（2024 年）4 月にとりまとめを行っている。i-Construction 2.0 では、2040 年度までに建設現場の省人化を少なくとも 3 割、すなわち生産性を 1.5 倍向上することを目指し、「施工のオートメーション化」、「データ連携のオートメーション化」、「施工管理のオートメーション化」を 3 本の柱として、建設現場で働く一人ひとりが生み出す価値を向上し、少ない人数で、安全に、快適な環境で働く生産性の高い建設現場の実現を目指して、建設現場のオートメーション化に取り組んでいる。
- ・ 引き続き、限られた時間で効率的に現場施工を実施することは熱中症対策に資するため、i-Construction 2.0 を推進する。
 - ・ 遠隔施工：現場内の建設機械を空調の効いた室内から操縦することが可能。
 - ・ 省人化建設機械（チルトローテータ）：掘削面に正対せずに細部まで刃先が届くため、人力で行っていた細部の調整を機械施工可能となり、猛暑下の屋外での人力作業の減少に貢献。

- ・ICT 施工 Stage II：ダンプトラックや建設機械の位置情報や稼働状況等様々な情報を集約し活用することで、作業工程等を見直し、作業時間や人員の削減につなげる取組。

2-2 作業環境の改善

- ・既存の技術・製品である定置式水平ジブクレーン、アシストスーツ、水冷服・空調服、バイタルチェック機器等の導入が個社毎に行われている。
 - ・定置式水平ジブクレーン：定位置に存置し、現場に常時設置して作業を行う水平ジブを持ったクレーンであり、クレーンの操作は、現場の作業員が無線操作盤を使用し、吊り荷を目視・確認しながら資材を運ぶことが可能。クレーンの場合、オペレータ、世話役、玉掛け作業員の複数名が必要なところ、定置式水平ジブクレーンの場合、玉掛け作業から資材運搬まで、1人で作業可能であり、現場内小運搬の効率化により、省人化・熱中症リスクの軽減に寄与。
 - ・技能労働者安全モニタリングシステム：気温・湿度・体温を常に感知し、危険な状態には装着機器のアラームにより本人へ警告、同時に現場管理者へのメール自動送信することにより、速やかな休憩指示が可能。
 - ・個社毎に開発された公共工事等での活用が見込まれる新技術に係る情報を共有・提供するデータベース（新技術情報提供システム：NETIS）の運用：省人化・熱中症対策に寄与する鉄筋結束の自動化を図った全自動ロボットシステムや夏季の密閉された足場内での有害塗膜除去作業時の熱中症対策スーツ等が登録。
- ・建設市場整備推進事業費補助金等を活用し、「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の ICT への習熟を深め、迅速かつ効率的な応急復旧を実現できる体制を構築する。
- ・熱中症対策に係る技術開発を促進するため、SBIR 制度によるスタートアップ等への支援に向け、技術の公募を実施する。
- ・既存技術の現場実装を促すため、直轄土木工事での総合評価落札方式において、技術提案評価型 S 型を活用し、猛暑期間・時間の作業回避、人力作業の削減等、作業環境の改善に資する施工方法、施工計画の工夫について入札参加者から提案を求める。
- ・なお、機械化等によってもなお残る人力作業に関し、作業環境の改善、安全に配慮した施工計画等についても考慮する必要がある。

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

3-1 熱中症対策に係る経費

- ・工事現場の熱中症対策における備品等対応に係る経費に関して、直轄土木工事においては、工事期間中の真夏日の日数に応じた補正值による現場管理費の補正を令和元年度より試行している。塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中

症対策キット等、主に作業員個人に対する熱中症対策として用いることができる。

- ・ 工事現場の熱中症対策における施設対応に係る経費に関して、直轄土木工事においては、共通仮設費の現場環境改善費の率分で計上される額の 50%を上限に、積み上げ計上できる積算要領を令和 7 年度より適用している。遮光ネット、大型扇風機、製氷機、日除けテント、ミストファン等、主に現場の施設等における熱中症対策として用いることができる。
- ・ 直轄土木工事における諸経費動向調査等によって得られる熱中症対策等に係る経費の実態に応じ、現場環境改善費の計上費目の見直し等、熱中症対策等に係る経費を確保する。
- ・ 猛暑日を考慮した工期設定となるよう「直轄土木工事における適切な工期設定指針」を令和 5 年 3 月に改定し、年毎の WBGT 値 31 以上の時間を日数換算し、5 年間の平均値を猛暑日日数として、雨休率における天候等による作業不能日として工期を設定しており、官積算で見込んでいる以上に猛暑日等があり、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、工期延長日数に応じて精算することとしている。（再掲）

3-2 直接工事費

- ・ 維持工事等の標準歩掛がない作業においては、実作業量を踏まえ、見積り等により精算変更の対応している事例もある。
- ・ 猛暑による日当たり作業量の減少への懸念に対し、施工合理化調査の結果に基づき、作業休止時間や手待ち時間等を含め施工効率への影響を分析した上で、必要に応じ、歩掛の見直しを行う。

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

- ・ 近年における過酷な夏の暑さを踏まえ、猛暑対策を建設業全体で取り組むためには、国土交通省直轄工事のみならず、地方公共団体発注工事、民間発注工事を含む全ての工事に対策を徹底する必要がある。
- ・ 前述のとおり、「工期に関する基準」を令和 6 年 3 月に改定し、工期設定で考慮する自然要因による不稼働として、猛暑日を追加しているところ、公共工事・民間工事問わず、この「工期に関する基準」に従った適正な工期設定を行う必要がある。
- ・ 更に、令和 6 年度入契法等に基づく入札・契約手続に関する実態調査（入契調査）より、工期の設定に当たっての猛暑日の考慮実績について各公共発注者に対し調査を行うこととした。令和 6 年度調査の結果によると、都道府県・政令指定都市では猛暑日を考慮している団体は 8 割を超えている一方、市区町村では 2 割未満にとどまる等、市区町村における取組の強化が急務である。
- ・ 以上を踏まえて以下の取組を行う。

4－1 工期における猛暑日考慮の徹底

- ・ 「工期に関する基準」を踏まえた適正な工期設定について、地方公共団体・民間発注者等全ての発注者における対応状況を調査するとともに、適正な工期設定に関する周知及び取組の進んでいない団体に対する働きかけを行う。また、第三次担い手3法の完全施行により、注文者に対して、労務費等に併せて、工期についても見積りを尊重する努力義務が課せられることから、猛暑日を考慮し見積りをした工期を尊重するよう周知を行う。
- ・ 建設Gメンによる調査において、猛暑日の不稼働が考慮された工期設定がなされているかについて確認し、必要な周知啓発及び注意喚起等を実施する。

4－2 その他猛暑対策の推進

- ・ 本パッケージを踏まえ、国土交通省直轄工事における取組を参考に、地方公共団体、民間発注者等全ての発注者に対し、各発注者の事情に応じて可能な限り、取組の拡充を促す。
- ・ 工期における猛暑日考慮以外の猛暑対策について、入契調査において全公共発注者に対して調査を行うとともに、好事例を収集し、会議等の場を活用した共有と普及を図る。
- ・ 民間発注工事における好事例を収集、分析し、発注者や建設業団体に対して好事例の共有と普及を図る。

4－3 好事例の横展開

- ・ 本パッケージにおいてまとめた具体的な施策・取組について、発注者・受注者双方が既に取り組んでいる好事例について、横展開が図られるよう「建設工事における猛暑対策事例集」として適宜とりまとめ、地方公共団体・民間発注者含め、周知を行う。

中長期的な課題への対応

- ・ 前章で来季（令和８年夏）に向けて、実施する施策・取組をとりまとめているが、建設業団体との意見交換においては、下記の意見も出ており、引き続き、議論を行っていく必要がある。
- ・ また、猛暑期間・時間の作業回避をすることによる、工期や経費への影響については、来季に向けた検討にとどまらず、現場の実態を注視していき、発注時期、受発注者間の協議等、運用面の課題についてもフォローを行い、適宜、改善を行っていく必要がある。

（中長期的に検討する主な事項）

- ・ 猛暑期間や豪雪地帯における冬期間を回避するため、休工することに関して、日給制の技能労働者の年間総労働時間・年収を確保する方策について検討する必要があるのではないか。
- ・ 建設業における１年単位の変形労働時間制の活用促進に向けた運用改善等について、制度を所管する厚生労働省とも議論を重ねていく必要があるのではないか。
- ・ 現場で働く技能労働者の生命・健康を守るため、猛暑日における作業について、厚生労働省とも議論を重ねていく必要があるのではないか。

参考文献

- ・ 直轄土木工事における適切な工期設定指針，国土交通省 HP
<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001873432.pdf> (参考文献 URL)
https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000041.html (参考文献掲載ページ URL)
- ・ 工期に関する基準，国土交通省 HP
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001735066.pdf> (参考文献 URL)
https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html (参考文献掲載ページ URL)
- ・ 建設業における 1 年単位の変形労働時間制のポイント，厚生労働省 HP
<https://www.mhlw.go.jp/content/001505975.pdf> (参考文献 URL)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikkan/henkei.html (参考文献掲載ページ URL)
- ・ 直轄土木工事にて「賃金・労働時間等の実態調査」を開始します，国土交通省 HP
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001966950.pdf> (参考文献 URL)
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001259.html (参考文献掲載ページ URL)
- ・ SBIR 建設技術研究開発助成制度，国土交通省 HP
https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000121.html (参考文献掲載ページ URL)
- ・ 国土交通省直轄工事における総合評価方式の適用ガイドライン，国土交通省 HP
<https://www.mlit.go.jp/common/001068241.pdf> (参考文献 URL)
<https://www.mlit.go.jp/tec/nyusatukeyaku.html> (参考文献掲載ページ URL)
- ・ 令和 7 年度 国土交通省土木工事・業務の積算基準等の改定，国土交通省 HP
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001867600.pdf> (参考文献 URL)
https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001180.html (参考文献掲載ページ URL)
- ・ 入札契約適正化法に基づく実施状況調査の結果について，国土交通省 HP
<https://www.mlit.go.jp/report/press/content/001855014.pdf> (参考文献 URL)
https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo13_hh_000001_00268.html (参考文献掲載ページ URL)